

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

本気になって努力を重ね、必死になって人生を切り開こうとする姿を見ると、手を差し伸べてくれる人が現れるものです。ロックスターになりたかった若者が「そよ風」を感じさせる扇風機で倒産目前だった会社を世界に羽ばたかせようとしています。切削加工を教えてくれた町工場の社長。開発支援を引き受けてくれたモーター会社の社長。テレビで紹介してくれた芸人。強い意思と行動は人に伝わります。バルミュードの寺尾玄社長は言います。「どんな試みも、それが不可能であるということを証明するのは、不可能なのだ」と。

私の書棚より

○人材が飢渴したから、国が衰退するのではない。人材は常におり、どこにもいる。ただ、停滞期に入ると、その人材を駆使するメカニズムが機能しなくなってくるのだ。要するに、社会全体がサビついてしまうんです。
○リストラしないで国を建て直すのと、リストラしてでも繁栄を手にするやり方を比べると、長期的に見れば前者が成功したのは、歴史が示すとおりだ。リストラ主義だと短期に回復を達成できるが、それとて長くは続かない。
「逆襲される文明」
塩野七生著 文春新書

税務アンテナ

□連帯保証については、主たる債務者と同じ立場ですが、確実な債務ではないため、相続税の計算上、債務控除することはできません。ただし、主たる債務者が相続開始前に既に資力を喪失しており、連帯保証人が代わりに返済せざるを得ない状況であれば、主たる債務者の弁済不能である部分の金額が債務控除することができます。
なお、相続開始後に主たる債務者が資力喪失の状況になった場合には、相続開始時は確実な債務ではないため、遡って債務控除することはできません。
このため、相続税を納付した後に求償権の行使不能が確実になっても、更正の請求をすることはできません。

□従業員の給与の締め日が20日で支払日が翌月5日の場合には、締め日の翌日から末日までの発生額を、決算の際、未払金として計上することができます。
ただし、役員報酬は、従業員の雇用契約とは異なり、会社の業務執行を包括的に委任された委任契約のため、締め日の途中では業務が完了しておらず、未払計上できないこととなります。
なお、社会保険料は、当月分を翌月末に支払いますので、会社負担分を未払金として計上することができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務スケジュール

| | |
|-----|--|
| 10日 | ○10月分の源泉所得税の納付 |
| 15日 | ○所得税の予定納税額の減額の申請 |
| 30日 | ○9月決算法人の確定申告 ○30年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○12月、30年3月、6月決算法人の消費税中間申告 |

| | |
|-----|-----------------------|
| 30日 | ○11月決算法人の消費税各種選択届出書提出 |
|-----|-----------------------|

今月の贈る言葉『一丈の堀を超えんと思わん人は一丈五尺を超えんと励むべし』 by 法然